



塞の神行事（坂浜：1月8日実施）

平成29年
第4回定例会

市長提出議案17件を可決、1件を同意 議員提出議案1件を可決

第4回定例会の概要

市議会は、平成29年第4回定例会を11月28日から12月18日までの21日間にわたって開催しました。

この定例会では、稲城市路上等喫煙の制限に関する条例、稲城市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例、稲城市市税条例の一部を改正する条例、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例、平成29年度東京都稲城市一般会計補正予算（第4号）、平成29年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、人権擁護委員の候補者の推薦について、町区域等の新設及び変更について、稲城市道路線の認定について（稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業関係・3路線）、稲城市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例など18件の議案と、議員から提出された1件の議案を審議し、18件を原案のとおり可決し、1件に同意しました。市民から提出された陳情5件は、いずれも不採択という結果でした。

また、12月1日から4日間にわたり19人の議員が市政について98項目の一般質問を行いました。

議 会 日 程

10月

11月

12月

4日	総務委員会視察 （熊本県熊本市）	議案質疑、討論、採決、陳情付託 補正予算特別委員会
5日	（熊本県宇土市）	一般会計
6日	（兵庫県神戸市）	代表者会議
5日	福祉文教委員会	一般会計
16日	建設環境委員会視察 （大阪府池田市）	議案運営委員会
17日	（大阪府交野市）	一般会計
18日	（愛知県あま市）	質疑問、議案説明、
23日	総務委員会	質疑問、付託
24日	建設環境委員会	一般会計
6日	議案運営委員会	一般会計
13日	建設環境委員会	補正予算特別委員会
16日	福祉文教委員会	福祉文教委員会
17日	代表者会議	総務委員会
21日	議案運営委員会	福祉文教委員会
28日	本会議	建設環境委員会
30日	行政報告、議案説明 本会議	議案運営委員会 本会議

- 紙面の紹介
- ・定例会の議案内容、決議・・・2P
 - ・常任・議会運営・・・3P
 - ・特別委員会の審査状況・・・3P
 - ・一般質問（19人）・・・4P～7P
 - ・議案議決結果（会派別、議員別）、陳情の結果、先進都市等視察調査報告等・・・8P

議案 審議 結果

市議会は、条例の制定及び一部改正、補正予算、道路線の認定などの市長提出議案及び議員提出議案について、11月30日、12月5日、12月18日の本会議で審議しました。主な内容は次のとおりです。

市長提出議案

第4回定例会では、市長から18件の議案が提出されました。審議の結果、すべて原案のとおり可決しました。

稲城市路上等喫煙の制限に関する条例

路上等での喫煙を制限するために、市や市民等及び事業者並びに喫煙者が果たすべき責務を明らかにするとともに、吸い殻のポイ捨て防止を図ることにより、喫煙者と非喫煙者との協力の下に安全かつ快適な生活環境の確保及び維持並びに環境美化の促進に寄与するため、稲城市路上等喫煙の制限に関する条例を制定するものです。

主な内容は、市、市民等及び事業者並びに喫煙者の責務や、路上等喫煙禁止区域の指定等、禁止区域内における路上等喫煙の禁止等、路上等喫煙防止指導員の設置及び過料などについて規定するものです。この条例は、平成30年4月1日(過料規定は、施行から3年を超えない範囲において規則で定める日)から施行し、

付則で準備行為について規定します。

稲城市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例

都市緑地法等の一部を改正する法律の規定による改正後の生産緑地法の規定に基づき、稲城市において生産緑地地区を定めることができる農地等の区域の規模に関する条件を定めるため、稲城市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例を制定するものです。

主な内容は、生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条件を300平方メートル以上と規定するものです。この条例は、平成30年1月1日から施行します。

稲城市市税条例の一部を改正する条例

都市計画税の税率を0.27%としている特例措置を平成30年度も適用することに伴い、稲城市市税条例の一部を改正するものです。

この条例は、平成30年4月1日から施行し、付則で経過措置を規定します。

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

都市緑地法等の一部を改正する法律の規定による建築基準法の改正並びに多摩都市計画百村地区地区計画、多摩都市計画若葉台東地区地区計画、多摩都市計画上谷戸地区地区計画及び多摩都市計画第三文化センター周辺地区地区計画の変更に伴い、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するものです。

主な内容は、建築物に係る制限を受ける地区整備計画区域内に百村地区地区整備計画区域を加え、建築物の用途、構造及び敷地に関する制限について規定するほか、引用条項及び文言を整理します。この条例は、公布の日(一部は平成30年4月1日)から施行します。

人権擁護委員の推薦

平成30年3月31日をもって人権擁護委員原田正行氏の任期が満了することに伴い、引き続き原田正行氏を候補者として推薦することに同意しました。

町区域等の新設及び変更について

平成30年度に予定されている稲城上平尾土地区画整理事業の換地処分併せて実施する町界町名地番整理事業において、平尾一丁目から平尾三丁目まで以外の大字平尾字五号その他の地区及びその隣接する坂浜地区の一部の町界及び町名を整理し、町区域等を新設及び変更する必要があることから、地方自治法の規定により、議会で議決を行うものです。

町区域等の新設及び変更については、稲城市町界町名地番整理審議会が組織され「平尾地区の町界町名地番整理について」が諮問されました。住民説明会で寄せられた意見等を踏まえ審議した結果、本案のとおり整理するのが妥当であると答申されたものです。

この処分の効力は、稲城上平尾土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から生じます。

道路線の認定

市内で築造・寄附・新設整備された道路16路線を稲城市道路として認定しました。

- 矢野口：4路線
- 平尾：4路線
- 東長沼：6路線
- 押立：1路線
- 若葉台：1路線

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

都人事委員会は、民間事業

所の給与実態調査を行い、公民較差に基づく改定について、給与はおおむね均衡している旨の報告を、特別給は民間従業員が都職員を上回るため引き上げるべき旨報告しました。本市では、都人事委員会勧告に沿って給与改定していることから、稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

主な内容は、勤勉手当の年間支給月数を、再任用以外の職員は0.10月分、再任用職員は0.05月分引き上げるものです。

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行し、付則で所要の経過措置を規定します。

補正予算

補正予算特別委員会委員

平成29年度東京都稲城市一般会計補正予算(第4号)(第5号)、国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)及び下水道事業特別会計補正予算(第1号)を審議しました。

一般会計補正予算(第4号)は、歳入歳出予算にそれぞれ1億5042万1千円を追加し、総額を325億8262万円とするものです。

主な内容は、普通交付税交付額の決定に伴う地方交付税の増額、平成28年度稲城・府中墓苑組合負担金及び平成28年度多摩川衛生組合負担金の精算金の計上、稲城市路上等喫煙の制限に関する条例に係る周知及び啓発をするための準備経費や台風により冠水し

た多摩川緑地公園内体育施設の復旧整備に伴う工事請負費の計上、社会保障・税番号制度の情報連携に係るシステム開発委託料、公定価格の増に伴う私立保育所運営委託料、都の補助単価増に伴う保育士等キャリアアップ等補助金、平成30年度に小・中学校に入学する要保護・準要保護の児童及び生徒に係る新入学費用及び生徒に係る新入学費用の支給時期の前倒しと支

給額引き上げに伴う学用品費や市立学校及び公園内体育施設設置の照明設備を稼動するための装置が故障したことに伴う修繕料の増額等をするものです。このほか、地方債の補正として、臨時財政対策債の発行可能額が決定したことに伴い、臨時財政対策債の限度額を増額します。事業の財源として、国庫支出金、都支出金などを計上しています。

一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出予算からそれぞれ4626万円を減額し、総額を325億3636万円とするものです。

主な内容は、給与改定、人事異動等に伴う人件費等の整理を行うものです。

- ◎委員長 ○副委員長
- ◎原島 茂
- ◎市瀬 ひさ子
- 岩佐 ゆきひろ
- 佐々木 あきら
- 藤原 愛子
- 山岸 太一
- 中田 中
- つのだ 寛美
- 渡辺 力
- 梶浦 みさこ

議員提出議案

第4回定例会では、1件の議員提出議案が提出されました。審議の結果、原案のとおり可決しました。内容は以下のとおりです。

伊藤ちか子議員に再度、辞職を勧告する決議

平成28年9月29日に市議会が決議した議員辞職勧告に対して、伊藤ちか子議員は一向に責任ある行動をとらない。

伊藤ちか子議員は、平成29年9月21日の決算特別委員会で「私は市立病院への立ち入りは一切しておりません。」と発言しているが、文書照会したところ、市立病院への立ち入りの事実を確認した。伊藤議員は、議会で虚偽の発言をしており、発言の重要性を顧みず、議会で発言を軽視している。

結論として、伊藤ちか子議員は、議員としての資質にかけらばかりか、社会人として無責任で非常識である。その言動は市議会の運営並びに市政運営を混乱させるだけである。よって、稲城市議会は品位の保持のため、伊藤ちか子議員に対して再度、辞職を勧告する。

以上、決議する。

贈らない 求めない 受け取らない

議員(候補者なども含む)からの寄付は公職選挙法等で罰則をもって禁止されています。禁止される案件には、お祭りや運動会、会合、入学式、卒業式などの行事に寄付やお祝い、差し入れなどをするこ

ある。なお、過去に多摩川衛生組合議会においても同様に欠席しており、今回が初めての欠勤ではない。

伊藤ちか子議員は、議員の地位を利用し、始業前の早朝に庁舎を徘徊し、担当課職員に対して、コピーをとらせたり、過去の新聞記事の資料を要求するなど、就業時間に関係なく横暴な振る舞いを行っている。また、早朝に電話をかけるなど、非常識な行動も目立つ。

伊藤ちか子議員は、平成29年9月21日の決算特別委員会で「私は市立病院への立ち入りは一切しておりません。」と発言しているが、文書照会したところ、市立病院への立ち入りの事実を確認した。伊藤議員は、議会で虚偽の発言をしており、発言の重要性を顧みず、議会で発言を軽視している。

結論として、伊藤ちか子議員は、議員としての資質にかけらばかりか、社会人として無責任で非常識である。その言動は市議会の運営並びに市政運営を混乱させるだけである。よって、稲城市議会は品位の保持のため、伊藤ちか子議員に対して再度、辞職を勧告する。

以上、決議する。

とや、個人へのお祝い金・贈り物などがあります。

例外として、議員本人が持参する結婚式のお祝いや香典などは罰則が適用されない場合があります。また、年賀状も答礼のためのものを除き禁止されています。市民の皆さんのご理解をよろしく願います。

委員会の審査から

平成29年第3回定例会終了後から平成29年第4回定例会までの閉会中及び会期中に開催した常任・議会運営・特別委員会での審査・調査の概要は次のとおりです。

総務委員会

議案2件と陳情1件を審査しました。

稲城市市税条例の一部を改正する条例については、質疑が1件、賛成討論が1件あり、採決の結果、起立全員により原案のとおり可決されました。

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、2件の質疑があり、次のとおりです。

行政職給料表(2)の1級262号給から273号給までの規定を削除することによる職員への影響は、

該当する職員には、特例措置により不利益が生じることはなく、モチベーションが下がることもない。

引き上げ分はいつ支給されるのか。翌年支給となる場合、何か影響はあるか。

1月分の給与支給時に追加支給する。予算や年末調整への影響は特になし。

討論は賛成が1件あり、職員が意欲を持ち、能力を向上させることを期待して、今回給与改定に賛成する。一と

北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情については、本陳情は国防問題であり、不必要に不安を与えかねないことから、質疑を主張する。一という動議が提出され、採決の結果、起立全員により動議は可決され、質疑は省略されました。

討論は反対が1件あり、陳情にある挑発ともとられかねない行動を起こすことは、平和への取り組みを阻害するもので、平和的な解決策を模索するのが最優先と考え、反対する。一というものでした。

採決の結果、起立なしにより不採択となりました。

特定所管事務調査事項として、稲城市の漢字表記及び英語表記のロゴタイプ(デザイン文字)の決定、市庁舎駐車場有料化の検討状況、稲城市避難勧告等に関するガイドライン、大規模災害後における被災者の生活再建の課題・復興に向けた取り組みについて、調査しました。

福祉文教委員会

陳情4件を審査しました。

大丸都営住宅跡地に高齢者施設、保育園などの福祉施設開設についての陳情は、5件

の質疑があり、主なものは次のとおりです。

陳情には、特別養護老人ホームへの入所や認可保育園への入園、障がい者施設の利用ができないとあるが、現状は、

特別養護老人ホームの市内定員は入所者を上回っており、毎月コンスタントに入所している。待機児童については、解消に向け取り組んでいる。障害者施設は、市外の施設の利用も含め支援している。

大丸都営住宅跡地の利用についての市民への広報は、正しい情報を市民に提供する姿勢は、

ホームページには、平成32年4月に保育園を開設すると載せている。都の施策というところがあるので、具体的に決まったことは広報紙に載せる。市民に対しては、しかるべき段階で情報提供を検討していきたい。

跡地の面積と保育園予定地の面積は、残りの土地についての福祉活用の計画はあるか。

総面積は1.6ヘクタール、保育園は0.25ヘクタールである。保育園以外は、公園、道路用地としての活用が決まっている。福祉施設についてはこれまで同様今後も要望して行く。

討論は賛成が1件あり、陳情項目は、市の基本的な考え方と一致しているので、賛成

する。一というものでした。採決の結果、起立少数により不採択となりました。

別居・離婚後の親子の断絶を防止する公的支援を求める陳情、及び別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備を求める陳情の2件は一括審査し、4件の質疑があり、主なものは、次のとおりです。

明石市の支援と稲城市の取り組みの違いは、

明石市は市長が弁護士であり、常任の弁護士等を7人雇用して、支援をしている。稲城市では弁護士が常任雇用はしていないが、法テラスと常に連携して支援しており、現行の体制で問題ない。

「ねつ造DV」とは、市は、子どもの利益をどのように考えるか。

現在、「ねつ造DV」という言葉の明確な定義はない。民法第766条第1項にあるように、「全ては子ども

の利益が最優先に考えられるべきものである」と考える。討論は、賛成が1件、反対が2件あり、採決の結果、それぞれ、起立少数、起立なしにより不採択となりました。

別居中の親子の断絶を防止する教育現場に対する陳情については、3件の質疑があり、主なものは、次のとおりです。

学校は誰のためにあるのか。市の認識は、

学校は子どもが主体で、子どもが安心して来られること、また、子どもの安全確保が第一と認識している。

討論は、反対が2件あり、採決の結果、起立なしにより不採択となりました。

特定所管事務調査事項として、稲城市立学校の通学区域

に関する基本方針、稲城市特別支援教育あり方検討会中間報告、稲城市立小学校知的障害特別支援学級(固定級)の設置、第三次稲城市保健福祉総合計画の策定、待機児童対策の進捗状況、稲城市子ども子育て支援事業計画の中間見直し及び今後の保育所整備方針、稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事基本設計案、稲城市指定文化財の指定、「第三次稲城市立病院改革プラン」の今後の取り組み、小中学校の校務改善について、調査しました。

建設環境委員会

議案10件を審査しました。

稲城市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例は、4件の質疑があり、主なものは次のとおりです。

生産緑地の規模を300平方メートル以上にした理由は、

他市の状況や、農業委員会と都市農政推進協議会から要望を受けたことによる。小規模な都市農地の保全や避難所やオープンスペースとしても活用できる。

生産緑地法の改正により稲城市の農業はどのようになるのか。

平成4年に生産緑地制度が制定されたことで、一定程度、生産緑地の保全が図られたが、今回の改正を受け、農業委員会と連携しながら、さらに保全に努める。

討論は、反対が2件あり、採決の結果、起立全員により原案のとおり可決されました。

稲城市道路線の認定について(稲城矢野口駅周辺土地地区画整理事業関係・3路線、稲城市道路線の認定について(稲城上平尾土地地区画整理事業関係・4路線)、稲城市道路線の認定について(南山東部土地地区画整理事業区域における民間宅地開発関係・6路線)、稲城市道路線の認定について(押立における私道の寄附関係・1路線)、稲城市道路線の認定について(若葉台における民間宅地開発関係・1路線)、稲城市道路線の認定について(矢野口における民間宅地開発関係・1路線)は、いずれも、質疑、討論がなく、採決の結果、起立全員により原案のとおり可決されました。

稲城市路上喫煙の制限に関する条例については、7件の質疑があり、主なものは次のとおりです。

禁止区域内でも「市長が指定する場所は喫煙できる」とあるが、どのような場所か。

喫煙のポイ捨て防止や受動喫煙の防止の観点から喫煙所を設置しないこととした。今後、国や都の決定により新たな対策が必要となった場合を想定している。

な支援策を検討する。

条例を作るだけでなく、内容を市民や事業者に伝えることが必要ではないか。

市民や稲城市を訪れる方々に知ってもらえるよう、ホームページ、広報、看板掲

示等により周知啓発を行う。討論はなく、採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決されました。

特定所管事務調査事項として、稲城市路上喫煙の制限に関する条例化に向けての考え

方に係る意見公募の結果等の報告、稲城市下水道プランの中間評価、国民健康保険制度改革、稲城市住所整理市民協

議会の設立等、稲城市の魅力、観光の整備について、調査しました。

普通交付税、臨時財政対策債、多摩川衛生組合と稲城・府中墓苑組合の負担金精算金で、財政調整基金の取り崩しを減らしている。臨時財政対策債の負担率が上がったため交付税が少なくなった。

臨時財政対策債は有利な起債なので、有効に活用したい。

討論はなく、採決の結果、起立全員により、いずれも原案のとおり可決されました。

平成29年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、1件の質疑があり、討論はなく、採決の結果、起立全員により原案のとおり可決されました。

平成29年度東京都稲城市一般会計補正予算(第4号)、(第5号)は、一括審査し、12件の質疑があり、主なものは次のとおりです。

要保護・準要保護児童・生徒の新入学用品費の支給時期を入学前にした経緯と今後のスケジュールは、

該当基準、転入者への支給、転出者等からの返還について検討し、実施可能と判断した。12月28日を申請書提出期限とし、3月1日に支給

する。

禁止区域内での事業者の努力義務についての支援は、

条例施行1年以内に事業者から意見を聴き、効果的

路上喫煙の制限に関する経費の内容は。

市内6駅への看板設置、禁止区域境界標識設置、横断幕、のぼり旗等の経費である。

市立公園内体育施設の修繕は、総合体育館のカードを発行する装置を交換した方がいいのでは。

照明を点灯させる装置の一部であるカード読み取り装置と発行装置の修繕をし、8桁の数字を入力する番号入力システムに更新する。

財政調整基金繰入金と普通交付税・臨時財政対策債の関係は。交付税が例年に比べて少ないこと、臨時財政対策債の活用についての認識は。

普通交付税、臨時財政対策債、多摩川衛生組合と稲城・府中墓苑組合の負担金精算金で、財政調整基金の取り崩しを減らしている。臨時財政対策債の負担率が上がったため交付税が少なくなった。

臨時財政対策債は有利な起債なので、有効に活用したい。

討論はなく、採決の結果、起立全員により、いずれも原案のとおり可決されました。

平成29年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、1件の質疑があり、討論はなく、採決の結果、起立全員により原案のとおり可決されました。

平成29年度東京都稲城市一般会計補正予算(第4号)、(第5号)は、一括審査し、12件の質疑があり、主なものは次のとおりです。

要保護・準要保護児童・生徒の新入学用品費の支給時期を入学前にした経緯と今後のスケジュールは、

該当基準、転入者への支給、転出者等からの返還について検討し、実施可能と判断した。12月28日を申請書提出期限とし、3月1日に支給

する。

禁止区域内での事業者の努力義務についての支援は、

条例施行1年以内に事業者から意見を聴き、効果的

な支援策を検討する。

条例を作るだけでなく、内容を市民や事業者に伝えることが必要ではないか。

市民や稲城市を訪れる方々に知ってもらえるよう、ホームページ、広報、看板掲

示等により周知啓発を行う。討論はなく、採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決されました。

市民生活の向上めざし一般質問

本定例会の12月1日から4日間にわたり、19人の議員が市政について98項目の一般質問を行いました。その要旨は次のとおりです。紙面の都合上、1人1項目のみ掲載しています。

多目的な公園利用について



つのだ議員

問 公園利用者から地域ニーズや多岐にわたる要望や意見を聞いているが、子育て世代からボールが使える公園利用を望む声を多く聞く。世代に応じた公園利用や地域ニーズなど多目的な公園利用のあり方について、市民の意見を伺い、市民に愛される多目的公園の整備を検討すべきだが見解は。

答 市内の公園は、小規模な街区公園から、稲城中央公園のような規模の大きい総合公園など、規模、地形や利用の形態などにより、遊具、運動施設、樹林地などを配置し、市民の憩いの場、レクリエーションや運動の場など様々な利用に対応している。しかし、比較的小規模な公園では、そうした利用に対応できず、利用者の安全性が損なわれる行為や近隣の住宅に迷惑のしかる行為をやむを得ず禁止している。公園の利用形態が多様化していることは認識しており、利用者の安全を確保し、多目的な利用に対応できる公園のあり方について、市民の声を聞きながら検討したい。

問 市内の公園はほぼ全てでボール遊びが禁止されている。面積が広く緑もありながら公園規制があるため自由な遊びができない。子育て世代の住民も増加傾向にあるが、

しっかりと地域ニーズに合った公園整備に向けて、意見交換の場が必要と考えるが、どのような形で市民の声を聞いていくのか。

答 公園の規模などにより意見を伺う範囲も様々だが、公園の存在する地域の自治会に相談しながら、地域住民の声を聞き、市民の皆様が親しみを持っていただける公園づくりをしていきたい。

(その他、自治会活動推進のための支援、長峰地域の諸課題、稲城市立中央図書館の活用、読み聞かせなどの充実、持続発展教育(ESD)と地域の活性化)

下平尾地域の諸課題について



鈴木議員

問 下平尾地区では、一部民有地内を上下水道管が通っている。設置経路も併せて都



平尾中央通り

住民地権者に報告しているが、水道本管から各家庭に配水することは可能なのか。

答 昭和47年頃に土地所有者が水道本管から給水管を取り出し、所有する土地に道路位置指定や分筆を行った。平成24年3月31日に受託水道事業を解消したため、改めて都水道局に確認したが、経緯等は不明であった。都では、私道内に布設されている給水管を3軒以上の方が利用している場合、給水管を所有する住民からの申請で、水道本管整備事業の実施が検討される可能性はある。

問 谷戸通り出口から新百合ヶ丘方面への右折がしにくい。平尾中央通りは、津久井道との交通交差、新百合ヶ丘駅への送迎や商業施設への買い物などで慢性的に渋滞している。現状として、稲城市側だけで対策できることはないか。また、同通りは、朝夕の通り抜けが多く危険であるが、交通対策は。

答 平尾中央通りに、合流注意などを喚起し譲り合いを呼びかける看板などの設置を検討する。交通安全対策については、交差点部分を赤茶色に、路側帯部分を緑色にカラー舗装し、通学路を示す立看板を設置しているが、今後もポストコーンの設置などの安全対策を検討する。

問 第四次稲城市長期総合計画は、平成23年3月に策定され、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間としている。計画の策定にあたり、平成20年度から(仮称)第四次長期総合計画策定事業として取り組まれていた。このことから、次期計画に向けた取り組みを始める時期に来ていると考えるが認識は。



渡辺議員

長期総合計画について

(その他、稲城市の防災に関する取り組み、長峰地区「あすか創建」陳情後の状況、市内の歴史・文化財の有効活用)

答 長期総合計画は、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための長期的な計画であり、様々な計画の最上位の計画であると認識している。このことから、平成33年度以降の次期長期総合計画の策定については、まちづくりの進展や社会経済情勢の変化を踏まえ、時間をかけ、市民の意見を聞き入れながら、取り組みが必要がある。

稲城市における緑地保全について



藤原議員

問 現在の緑地保全の指定状況は。

答 市内の自然環境保全地域の指定状況は4月1日現在で、14箇所、面積9万9400㎡となっている。都市緑地法に基づく都区別緑地保全地区として1箇所、面積約6万2千㎡を都市計画決定している。さらに、多摩市と連担して、都の自然の保護と回復に関する条例に基づき里山保全地域として1箇所、面積約3万2900㎡を都が指定している。

問 平成18年の改正で市の自然環境保全地域の指定に当たっての面積の要件が緩和された経緯があるが、緑地保全地域の面積を再度緩和することができないか。

答 今回の都市緑地法等の改正において、都市部の緑化を促進する魅力あるまちづくりの趣旨も考慮して、市の自然環境保全地域の面積緩和について、他市の状況も調査しながら、自然環境審議会の意見を聞き、研究したい。

問 緑の基本計画に、緑化基金の充実と活用の検討ということが載っているが、取り組みの状況と、基金の目標額10億円とした算定根拠と理由については。



自然環境保全地域に指定されている「妙見寺」

答 緑化基金の活用については、自然環境保全審議会に話題として出しており、これからのように有効な活用ができるかという話をしている。

(その他、市内小中学校における「色覚検査」と、児童・生徒への配慮の取り組み、災害時におけるペットの避難受け入れ)

基本的な方向性である。基本計画は、基本構想に基づき展開する施策を体系的に定め、施策の目標を定めるものである。実施計画は、施策の体系に則し、施策の目標を達成するための主要な事業の計画的な実施について定めるものである。

問 次期計画についての検討の進め方は。

答 市民会議やアンケート調査、団体や地域との懇談会を通じて、様々な形で市民の意見を収集し、議会の意見も聞きながら、庁内で組織する策定委員会、及び学識経験者や市民代表等で組織する審議会を検討していきたい。また、平成30年度には次期計画策定のための専任部署を設置し、対応していきたい。

(その他、稲城市動画チャンネルの取り組み、姉妹都市・友好都市との交流、台風21号に伴う市の対応)

給食の食べ残しの問題について



岩佐議員

問 神奈川県大磯町の中学校で、味のまずさや異物混入などの不感から、給食の食べ残しが問題になっている。

答 報道によると、大磯町の2つの中学校で大量の給食の食べ残しが問題になっており、残食率は全国平均の6・9%を大きく上回る26%。生徒からは冷めていておいしくないなどの声が上がると、異物が混入していたことも影響を与えたと思われる。他の自治体では、こういった問題も起きていて、市の給食の取り組みについて伺う。給食の味や量に対する調査はどのようにしているのか。

答 栄養士が定期的に学校を訪問し、子供たちから直接聞き取りを行っている。また、PTA主催による試食会などを通じて、保護者からの意見も聞いている。

問 子供たちや保護者からの意見には、どのようなものがあったのか。

答 子供たちからは、その日の献立の感想や、給食でまた食べたい献立のリクエストなど、献立に関する意見のほか、「苦手だった食材が食べられるようになった」などの声も聞かれる。保護者からは、「手づくりのルーやドレッシングがおいしい」、「栄養バランスがよく、食材も安全な

ものを使っているのが安心した」、「薄味で、素材のうまみが伝わる」などのご意見をいただいている。

問 さらに多くの子供たちの意見を聞くため、全校生徒を対象にアンケート調査を行うことも必要と考えるが、見解は。

答 全校生徒へのアンケート調査については、広く子供たちの意見を聞く必要があるため、現在、実施に向け検討している。

丘陵地区の雨水排水対策について



榎本議員

問 丘陵地区において、森林や農地などの宅地化が進展するなど、雨水の流出量は増加傾向にある。今までは森林など、地形を生かした雨水排水対策もとってきたかと思うが、丘陵地区の雨水排水対策の現状については。

答 市内の丘陵地区での土地地区画整理事業などの都市基盤整備事業や道路新設・拡幅整備においては、適正に雨水排水設備が整備されているが、それ以外の丘陵地区には、道路が狭く幅員も狭く、雨水排水施設が十分に整備されていない道路もある。近年、市内の丘陵地区でも民間事業者

による宅地化が行われているが、都市計画法に基づく開発行為に該当しない小規模な宅地造成が行われ、十分な道路拡幅整備や雨水排水対策がなされないまま戸建て住宅建設が完了している状況もある。

問 小規模な宅地造成の場合の雨水排水対策は努力義務の範囲となるのか。

答 都市計画法に基づく開発行為に該当しない小規模な宅地造成においては、建築基準法に基づく前面道路の後退部分は民地であるため、雨水排水施設などの整備については法的な指導はできないが、当該箇所の整備や寄附について市から提案し、協力を依頼している。

問 市道の冠水、土砂流出による通行障害や、市道に隣接する住宅地への雨水流入などは、昨今の降雨量を見ると居住されている方にとっては大変な心配事であり、豪雨後の対応も大変な処理作業になる。市に寄せられている要望について、具体的な対応策は。

答 現場の状況をまず確認した上で、必要に応じて部分的に排水施設を設置するなど、可能な範囲で対応を図っている。

（その他、住宅用火災報知機の設定状況と点検・維持管理、介護支援ボランティア制度）

官民連携や市民協働等の民間活力による公園や広場、緑地、農地、道等のオープンスペースを活用した憩いと賑わいの創出について

問 生産緑地法の一部改正



梶浦議員

に伴い、生産緑地地区内に直売所や農家レストランなどを設置できることになった。農産物の付加価値やブランド力、観光面での魅力向上が期待される、このような取り組みへの協力について、市の見解は。

問 問い合わせや相談があった場合、実際に設置された場合など、どのような協力ができるか、農業者と話し合いながら検討していきたい。

問 関係団体や公募市民による、公園利用者の利便性の向上に必要な協議を行う協議会を設置し、緑・オープンスペースの整備・保全・活用を効果的に推進することについて、市の見解は。

答 協議会の設置は、市民の声を聞く手段として有効なものであると考えられることから、研究していきたい。

問 市内に飲食店が少ない、誘致してほしいとの声をいただいている。民間活力を生かした公園内のキッチンカー（移動販売車）による飲食の提供は、にぎわい創出と公園利用者の利便性向上につながるかと考えるが、市の見解は。

答 Iのまちいなぎ市民祭や、地域のイベント開催時などには、民間事業者の申請により、稲城市公園条例に基づき、移動販売車などの出店を条件つきで認めているが、指定管理者の（公財）いなぎグリーンウェルネス財団と市とで、先進市の事例を研究し、実施に向け検討している。

（その他、市民協働による「ドッグラン」の取り組みと公園を活用した「ドッグラン」の施設整備、稲城市の若者をイメジモデル等への起用やオリジナルのキャッチコピーな

どによる市議・市長選挙の投票啓発の推進、新・稲城市立学校給食共同調理場第一調理場の防災対策の強化と学校給食共同調理場の災害時の炊き出し機能と配送・配食の体制の構築）

災害時における防災行政無線等の情報伝達手段の拡充について



尾沢議員

問 IP告知放送システムの導入について、市の見解は。

答 インターネットを介して、防災行政無線の放送内容を文字情報や動画により配信できる、緊急情報の伝達手段の一つであると認識しており、防災行政無線で放送した内容を携帯電話などの端末に文字データとして配信する、稲城市メール配信サービスと同様の機能と考えている。

問 Lアラート（災害情報共有システム）の活用及び周知について、市の見解は。

答 防災行政無線テレホンサービスは、タウンページの防災編へ現時点で掲載している。LアラートやSNSの使用

知について、現状と課題は。

答 風水害時に市の防災情報となる土砂災害警戒情報・避難勧告等の発令内容や、避難所開設、避難者数などがテレビ・ラジオのデータ放送やヤフー防災速報へ配信され、迅速に住民に伝達する手段の一つとしている。稲城市公式ホームページへ、避難勧告等に関するガイドラインとともに活用方法も含めて掲載しているほか、地域での防災講話や防災セミナー等において周知に努めており、課題は特にない。

問 何種類もあるこの情報収集の方法は、まだ行き届いていないように思われる。防災行政無線のテレホンサービスの電話番号あるいはLアラートの電話番号などの取得方法、またSNSでの情報取得の登録方法など、この取得方法を何らかの形で保存版として告知することは、効果があるかと考えるが、市の見解は。

答 防災行政無線テレホンサービスは、タウンページの防災編へ現時点で掲載している。LアラートやSNSの使用

い方や情報の取得、登録方法などについては、稲城市公式ホームページなどを活用し、さらなる周知に努めていく。（その他、デマンド（予約）型によるワゴンバスまたは乗合ワゴンタクシー等の導入、南山東部土地地区画整理事業における都市計画及び事業の進捗）

多摩ニュータウンでのトラブル防止のための施策について



伊藤議員

問 長峰地区におけるあすか創建の作業所建設、若葉台地区における小学校跡地への施設建設など、計画的に整備された市街地でトラブルが生じている。原因、防止策について、市の認識は。

答 用途地域や地区計画などを定め、計画的に秩序ある町並みへの誘導を図っている。これらの遵守とともに、事業者による周辺住民及び関係者への丁寧な説明など、地域の理解を得ることが重要である。

問 トラブル回避には、多摩ニュータウンの課題について、先手を打って対応することが必要と考えるが、市ではどのように対応するのか。

答 多摩ニュータウンにおいては、先進市における同様の課題が発生しないようにまちづくりに取り組みできており、現在の都市計画でまちづくりを進めていく。

問 時代の変化に感じ、計画を見直すことが必要になった場合の、市民への説明について、今後の取り組み姿勢は。

住宅宿泊事業法について



坂田議員

問 6月16日にいわゆる民泊と呼ばれる住宅宿泊事業法が公布され、平成30年6月15日から施行される。最近の訪日外国人の増加に対して、とりわけ2019年開催の世界ラグビー選手権、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック大会には、宿

若葉台なかよし校舎跡地の高年齢者専用マンション建築計画について



佐々木 議員

＜啓学童クラブの違い＞

問 市民の声の実現のため、どのような対応をしてきたか。

答 UR所有の事業用地の分譲は、地域との合意形成が不可欠で、地域の理解を得て募集を開始するよう、また入札後直ちに土地譲渡契約を締結せず、落札者は地域に土地

を強く指導するのか。さらに、説明会開催も含め、要綱の審査では、どの項目も十分確認して承認するよう求めるが、取り組みの姿勢については。

答 現在、事業計画事前審査の提出はない。要綱では、事前に事業予定地近隣住民及び関係者等に事業計画の説明を行い、理解を得るとともに、その経過を市長に報告することとなっており、地域への丁寧な説明・理解が重要であると指導していく。審査願が提出された後、要綱及び施行基準に基づき指導していく。

子どもの視点から見る保育の質の確保について



村上 議員

認可保育園の待機児童解消について



岡田 議員

育所の開設の際には、できる限り園庭を確保するよう市として指導していくべきと考え、市の考えは。

答 新たな認可保育所を開設する際には、公募条件として園庭を確保するような条件を付していく。

問 「保活」のために育児休業を早めに切り上げて認可外保育所に預けたり、0歳から預けたりするといったことは、保育士の人手不足の悪循環を生み、せつかく取れる育

効であることから、今後、保育所等の選考における基準指数での加点を検討していく。

答 資格があり、希望する家庭の全ての子供の認可入所を目指し、待機児童対策に取り組みことへの市の姿勢は。

答 子ども・子育て支援事業計画の見直し結果をベースに、33年4月までの待機児童解消を目標に取り組んでいく。

答 今後の認可保育園（認可整備等の具体的な計画は。30年度に認証保育所（認証）1園の認可化及び家庭福祉員1名の増員、31年度に認可2園の開設及び認証2園の認可化を計画し、32年度に大丸都営アパート跡地への認可

問 市では、喫緊の課題として、保育所の待機児童解消の確保は子供の成長にとって最も重要である。先日、スポーツ庁の調査で、幼児期の外遊びの頻度が高い小学生ほど運動習慣が身についており、体力テスト合計点が高い傾向にあると報じられた。本市は、全ての認可保育所に園庭があり、都心などと比べると大変に恵まれた状態であるが、平成30年4月に認証から認可に移行する園において、市では初めて園庭のない認可保育所が開設される。新たな認可保

問 今後の認可保育園（認可整備等の具体的な計画は。30年度に認証保育所（認証）1園の認可化及び家庭福祉員1名の増員、31年度に認可2園の開設及び認証2園の認可化を計画し、32年度に大丸都営アパート跡地への認可

問 矢野口地区の諸問題について

問 サイクリングロードについて、平成29年度に設置された多摩川緑地前の堤防部分の水洗トイレ付近から川崎市境までの区間の舗装などが、未整備である。川崎市とつな

問 文化財の指定が29年ぶりに行われた理由と、発掘の経緯、価値について。



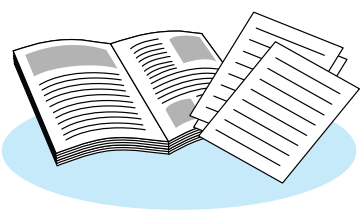
池田 議員



荒井 議員



平尾台原遺跡出土品



平成29年第4回定例会での審議結果（平成29年11月28日～12月18日）

Table with columns for Member Name, Proposal Name, and Voting Results for various parties (New Party, Komei Party, etc.) and a final '賛成' (Agree) / '反対' (Disagree) column.

（稲城市議会議員 条例定数22人 現員22人）

可=可決 否=否決 同=同意 認=認定 〇=賛成 ×=反対 議=議長 欠=欠席 ー=退席



調査概要 宇土市 「宇土市震災復興計画」について教示を受けた。県内で一番早く罹災証明書の発行を開始した。終了時期が課題で

視察目的 大規模災害後における被災者の生活再建の課題・復興に向けた取り組み

視察日 平成29年10月4日（水）～6日（金）

総務委員会 市議会は、市政に反映することを目的に特定所管事務調査事項について先進都市等の調査を行っています。



調査概要 あま市 観光協会設立の経緯・組織・運営、観光協会の役割（予算決算含む）、観光協会による魅力の発掘・魅力発信事例について等。七宝焼きアートヴ

視察概要 池田市 観光協会の設立、にぎわい創出と商業活性化、地域ブランド戦略、回遊ルート事業、観光方針について等。

視察日 平成29年10月16日（月）～18日（水）

建設環境委員会 調査概要 神戸市 震災の経験と教訓を継承・発信し、被災社会を目指すことが大切であることを確認した。

スマートフォン・タブレットで視聴できます！ QR code and URL: http://asp.db-search.com/inagi-c/

稲城市議会ホームページでは、平成2年以降の本会議と平成20年4月以降の各委員会の会議録の検索と閲覧ができますのでご利用ください。

会議録の検索と閲覧ができます

陳情の結果 不採択 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情